平成２９年（フ）第３２号
富山市長附580番地40
債務者　渡部　香織
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５９８号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目２番８号　ファミールコート101、前住所兵庫県尼崎市東園田町３丁目45番地の30　ボアビラージ東園田201
債務者　鈴木　浩志
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３６号
兵庫県西宮市北名次町１番８―402号、前住所兵庫県西宮市北名次町６番10―302号
債務者　星川　由衣
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１９４号
兵庫県西宮市枝川町10番30―604号
債務者　宮本　廣司
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３５号
広島市安芸区矢野東７丁目３番10―203号
債務者　藤原　優香
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４０号
広島市安佐南区伴東１丁目58番21号
債務者　津山　貴司
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５号
山口県長門市東深川1383番地１
債務者　杉山　祐介
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第８９号
愛媛県松山市北土居５丁目８番26号
債務者　山根　ゆり
1　決定年月日時　平成29年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７号
北海道小樽市奥沢５丁目４番６号、前住所北海道小樽市石山町18番２号
債務者　阿部　美鈴
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第３１号
山形県米沢市大字長手1194番地、前住所山形県米沢市大字川井2865番地の４
債務者　内藤　まつ
1　決定年月日時　平成29年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１２号
石川県七尾市直津町ワ部47番地、従前の住所石川県七尾市田鶴浜町と部４番地　ディアスＭＩＥＤＡ　101号
債務者　松島　貴義
1　決定年月日時　平成29年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第１３号
石川県羽咋郡宝達志水町麦生マ74番地、住民票上の住所石川県輪島市門前町浦上86の14番甲２号地
債務者　玉岡　綾子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第２２号
福井県大飯郡高浜町難波江第67号10番地１
債務者　松田　泰知
1　決定年月日時　平成29年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第１４号
長野県佐久市新子田1896番地１　伊勢林団地Ａ１―303
債務者　髙見澤久江
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第２０号
長野県南佐久郡小海町大字豊里1906番地１
債務者　戸嶋志富美
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第２２号
長野県飯田市上郷飯沼3194番地３
債務者　野崎　雅子
1　決定年月日時　平成29年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第１９号
長野県伊那市山寺1865番地21
債務者　伊藤　宇門
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
長野地方裁判所伊那支部